

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び定款第26条（定款変更後は第25条）の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、会長、常務理事、常務理事以外で週5日勤務する理事（以下「常勤の理事」という。）、その他の理事、監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、手当その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 会長 報酬、通勤手当
- (2) 常務理事 報酬、期末勤勉手当、通勤手当
- (3) 常勤の理事 報酬、期末勤勉手当、通勤手当
- (4) その他の理事 報酬
- (5) 監事 報酬
- (6) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 会長、常務理事及び常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に掲げる範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 期末勤勉手当 別表第2に定める額
 - (3) 通勤手当 別表第3に定める額
- 2 その他の理事、監事及び評議員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長に対する報酬等の支給の時期は、毎月17日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、事務局給与規程第15条の規定に準じて支給）とする。

2 常務理事及び常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬及び通勤手当 毎月17日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、事務局給与規程第15条の規定に準じて支給）
 - (2) 勤勉手当 毎年6月及び12月
 - (3) 通勤手当 毎年4月及び10月
- 3 その他の理事、監事及び評議員に対する報酬は、理事会、評議員会、監査に出席の都度、支給する。
- 4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金

等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費支給規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 非常勤の役員又は評議員が理事会又は評議員会に出席した場合は、第3条で定める報酬とは別に、別表第5に定める旅費を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに会長、常務理事及び常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 会長、常務理事及び常勤の理事が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差引いた日数を基礎として日額によって計算する。

4 第2項の規定によらず、会長、常務理事及び常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

別表第1

区分	報酬額 (月額)
会長	200,000 円
常務理事	504,000 円
常勤の理事	456,000 円

※会長の勤務日数は原則として週2日とし、常務理事・常勤の理事の勤務日数は原則として週5日とする。

別表第2

区分	期末勤勉手当
常務理事・常勤の理事	1年度において月次報酬額の事務局給与規程第31条および第32条に規定する支給割合を超えない範囲で職員への期末勤勉手当の支給状況等を勘案して理事会が定める額

別表第 3

区分	通勤手当
会長	日々の通勤（往路及び復路）に要する額に出勤日数を乗じた額（その者の 1 か月の通勤に要する定期乗車券の額に相当する額を上回る場合は当該定期乗車券の額に相当する額）
常務理事・常勤の理事	6 か月の通勤定期に要する定期乗車券の額に相当する額（詳細は職員の通勤手当に関する規則を準用）

別表第 4

区分	報酬額（日額）
その他の理事、監事及び評議員	10,000 円

※同日に評議員会と理事会が開催され、両方に出席した場合は、評議員会出席の報酬を支給しない。

別表第 5

区分	理事会・評議員会の出席に要する旅費
その他の理事、監事及び評議員	届け出た自宅又は勤務先の最寄駅を起点に、理事会・評議員会の会場との往復に要する旅費を、旅費支給規定に基づき本会で計算して支給

※同日に評議員会と理事会が開催され、両方に出席した場合は、評議員会出席に要した旅費を支給しない。

附 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 22 日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 13 年 3 月 21 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 13 年 6 月 13 日から施行し、平成 13 年 6 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 13 年 11 月 19 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日に遡及して施行する。ただし第 3 条第 2 項について、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間は、1 年度において月額報酬額の 4.1 月分を超えない範囲で職員への賞与の支給状況等を勘案して会長が定める額とする。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

「役員等の報酬等に関する規程」及び「役員等の報酬等に関する規程」細則（内規）は本規程の施行をもって廃止する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 2 は、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

別表第 2 は、平成 30 年 4 月 1 日から遡及して改定する。

第 5 条および別表第 1 は、平成 31 年 4 月 1 日に改定する。

別表第 2 は、平成 31 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

第 5 条および別表第 1 は、令和 2 年 4 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 2 年 12 月 21 日から施行する。

別表第 2 は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

別表第 2 は、令和 4 年 4 月 1 日に遡及して施行する。